NO MORE FIRE !!

NICHIBOU

“いざ”というときに機能しますか?

# 消防用設備等
# 定期点検報告制度

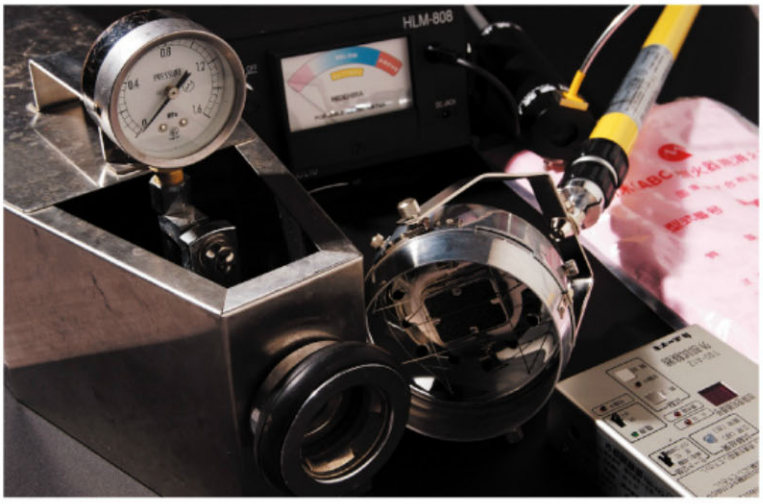

# ニチボウだからこそできる 信頼の消防設備点検

## 消防用設備等の点検・報告は防火対象物関係者の義務。

### ■いざ、というときに消防設備は機能しますか？

設備は故障しても教えてくれません。だからこそ定期的な点検をする必要があります。
建物（防火対象物といいます）の関係者（所有者、占有者、管理者などをいいます）は、設置された消防用設備を定期的に点検し、消防長、又は消防署長に報告する義務が、消防法により定められています。しかし消防用設備は特殊なものであるため、点検は専門的知識をもった有資格者が点検することが望まれます。

ニチボウには、各種専門のスタッフが多数おりますので、常に確実な点検・整備が可能です。
いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮できるよう、各種消防設備の日頃の維持管理が重要です。

**点検・報告義務のある人**
防火対象物の関係者
（所有者・占有者・管理者など）

**点検をする人**
消防設備士
消防設備点検資格者

**（信頼と実績を誇る当社にぜひお任せください）**

## ニチボウによる消防点検5つのメリット

**メリット1　設計・施工から点検業務まで、一貫したサービスが可能です。**
設計・施工・点検などの一連の流れを全て当社にお任せいただくと、問題の発生率が低くなります。
豊富な施工実績と多くの点検契約物件がニチボウのノウハウです。

**メリット2　24時間管理体制で保守いたします。**
点検契約を頂きますと、夜間・休日でも『緊急センター』により24時間サービス体制でお応えします。

**メリット3　ネットワークによる『物件管理システム』を整備しています。**
契約設備の物件データ、点検データ、改修履歴データを当社で開発した『物件管理システム』でデータベースにより管理しています。経験豊富な技術者が丁寧に対応します。

**メリット4　設備を一括点検契約されると、料金割安、日程管理もスムーズです。**
消防設備は当然のこと、建築設備定期検査・調査、給排水、空調設備なども一括して管理できるため、設備の維持管理費のコストダウンが可能です。また、同一点検日で実施しますと、立会者や居住者の日程管理にも効率的です。

**メリット5　損害賠償制度を採用しています。**
万一、点検・施工不備により、人命損傷、器物損傷の事故が発生した場合に備え、2億円の損害賠償制度に加入しています。

## 点検報告の義務のある防火対象物と報告期間

| 防火対象物（消防法施行令別表第1） | | | 報告の期間 |
|---|---|---|---|
| (1) | イ | 劇場、映画館、演芸場、観覧場 | 1年に1回 |
| | ロ | 公会堂、集会場 | |
| (2) | イ | キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 | |
| | ロ | 遊技場、ダンスホール | |
| | ハ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。 | |
| | ニ | カラオケボックス、その他遊興のための設備、又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用される役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。 | |
| (3) | イ | 待合、料理店等 | |
| | ロ | 飲食店 | |
| (4) | | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場 | |
| (5) | イ | 旅館、ホテル、宿泊所等 | |
| | ロ | 寄宿舎、下宿、共同住宅 | 3年に1回 |
| (6) | イ | 病院、診療所、助産所 | 1年に1回 |
| | ロ | 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。） | |
| | ハ | 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） | |
| | ニ | 幼稚園、特別支援学校 | |
| (7) | | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等 | 3年に1回 |
| (8) | | 図書館、博物館、美術館等 | |
| (9) | イ | 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等 | 1年に1回 |
| | ロ | イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 | 3年に1回 |
| (10) | | 車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。） | |
| (11) | | 神社、寺院、教会等 | |
| (12) | イ | 工場、作業場 | |
| | ロ | 映画スタジオ、テレビスタジオ | |
| (13) | イ | 自動車車庫、駐車場 | |
| | ロ | 飛行機、回転翼航空機の格納庫 | |
| (14) | | 倉庫 | |
| (15) | | 前各項に該当しない事業場 | |
| (16) | イ | 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの | 1年に1回 |
| | ロ | イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 | 3年に1回 |
| (16の2) | | 地下街 | 1年に1回 |
| (16の3) | | 建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。） | |
| (17) | | 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物 | 3年に1回 |
| (18) | | 延長50メートル以上のアーケード | |

※　　は特定防火対象物です。（特定防火対象物とは、不特定多数の人が出入する建物のことをいいます。）
※(17)項が(1)項から(16)項の用途に供される場合は、その用途であるものとみなす。

**特定防火対象物は１年に１回の報告、非特定防火対象物は3年に１回の報告をしなければなりません。**

# 点検から報告書の作成、改修工事までニチボウにお任せください。

## 契約から報告までの流れ

### 契　約

### 事前調査

### 点検の実施

**■機器点検（6ヶ月に1回以上）**
機器の適正な配置や損傷の有無を外観から確認、設備の機能を外観又は機器を作動させることにより確認します。

**■総合点検（1年に1回以上）**
設備の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより総合的な機能の確認をします。

### 整　備

政令で定める消防用設備等の整備は、消防設備士でなければできません。

### 点検結果報告書の作成

点検した結果は、報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。様式は、消防庁告示で定められています。

### 報　告

防火対象物関係者が、消防本部のある市町村は消防長又は消防署長へ、消防本部のない市町村は市町村長へ、直接又は郵送で提出します。

図面や現場調査により点検お見積書を提出いたします。お気軽にご相談ください。

## ニチボウの特徴

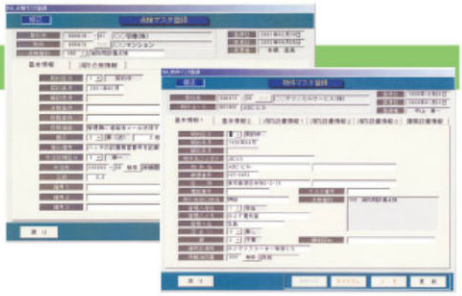

物件毎の細かなお約束事や情報を確認させていただき、物件マスター・点検マスターに登録します。

●管理人情報　●鍵所在場所
●掲示、チラシ、日程条件、日程連絡など

建物の規模により設置されている消防用設備等の事前調査を実施して個別の仕様書を作成します。

経験豊富な点検資格者が、年2回（機器点検と総合点検）の点検をいたします。また、女性スタッフもおりますので、女性専用のお部屋でもご安心ください。

軽微な整備はその場で行います。

データで管理することで、早くて正確な報告書を作成いたします。過去の点検結果はデータベースに保管されます。

不良箇所があった場合、改修工事の提案見積書を提出いたします。

※当社が作成した報告書は、お客さまより各消防機関に提出していただきます。

ご依頼があれば、経験豊富な当社の消防設備士が不良箇所の改修工事を行います。改修履歴は物件毎にデータが保存されます。

〈改修履歴〉

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2009年05月 | 09-04-142 | 自動火災報知設備 | (2F) 自火報改修工事 |
| 2009年05月 | 09-04-141 | 防火・排煙設備 | (全館) 防火戸改修工事 |
| 2009年03月 | 09-04-40 | 自動火災報知設備 | (2Fテナント) 誘導灯・非常警報・自火報工事 |
| 2008年04月 | 08-03-070 | 消火器全数交換 | 全数(45本)交換 |
| 2008年03月 | 08-03-014 | 誘導灯増設工事 | (地下1F) 誘導灯2台 |
| 2007年11月 | 07-09-070 | 避難はしご設置工事 | (2F) つり下げ梯子 |
| 2007年11月 | 07-10-012 | 誘導灯交換工事 | (3Fテナント) |
| 2007年09月 | 07-07-067 | 避難器具新設工事 | (2F) つり下げ梯子 |
| 2007年08月 | 07-06-042 | 消防設備改修工事 | (6Fテナント) 感知器・スピーカー |
| 2007年07月 | 07-07-075 | CAD図作成 | 建築CAD作成 |
| 2007年07月 | 07-06-097 | 消防設備改修工事 | (3Fテナント) 感知器・スピーカー |
| 2007年07月 | 07-05-068 | 消防設備改修工事 | (2Fテナント) 自火報・スピーカー・誘導灯 |
| 2007年03月 | 07-02-072 | 消防設備改修工事 | (1Fテナント) 感知器・スピーカー・誘導灯 |
| 2006年11月 | 06-10-055 | 消防設備改修工事 | 消防点検不良回収 |
| 2006年08月 | 06-08-007 | 感知器交換工事 | (地下1F) 感知器14個 |
| 2006年05月 | 06-04-033 | スピーカー増設工事 | (1Fテナント) スピーカー1個 |

ニチボウなら契約完了時からすぐ「緊急センター」により24時間サービス体制でお応えします。

※仕様等は予告なく変更することがあります。


消防設備点検のご依頼・ご相談は当社まで

もうひとつの防災110番
株式会社 ニチボウ
http://www.nitibou.co.jp

JQA-QM7801

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-9-5
代表　TEL 03-3444-6241　FAX 03-3444-3061
e-mail info@nitibou.co.jp


【営業案内】 防災設備のコンサルティングから開発・設計・施工・メンテナンス・24時間緊急対応

2013.11(1,000)